

第 1 号  
令和2年4月8日

横浜市長 林 文子 様

横浜市いじめ問題調査委員会  
委員長 松原 康雄

**横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第5条第2項に基づく意見聴取について（意見具申）**

横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第5条第2項に基づき、令和元年12月18日、市人第769号をもって本委員会に諮問された重大事態案件について、次のとおり意見具申します。

- 1 いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく再調査の必要性はないものと考えます。  
ただし、「小学校時の調査されていない案件」及び「中学校時の調査されていない案件」については、教育委員会による一次的な調査ないし対応がなされるべきと考えます。その際、「学校いじめ防止対策委員会」における調査過程において、調査委員が当該生徒との信頼関係を十分に築くことができなかつたことからすると、この調査等に当たっては、その点を十分に考慮して実施されるべきだと考えます。

また、更なる教育委員会による一次的な調査の結果等に不服がある場合などは、本委員会（いじめ問題調査委員会）の調査が必要となる可能性があります。そこで、その不服等に合理的理由がある場合は、「いじめ問題調査委員会」本委員会が二次的対応をすることも検討されるべきと考えます。

(理由)

別紙のとおり

## いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく再調査の必要性に関する意見

当委員会に、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます。）第30条第2項に基づく再調査の必要性に関する意見の求めがあった、このことについては、弁護士など第三者を加えた「学校いじめ防止対策委員会」による調査報告書および関係者への聴き取りの結果、以下のように考えます。

### 1 再調査を検討すべき事項について

本件につきましては、当該生徒からの意見書では、再調査を求め理由として以下の点が挙げられています。

- ①「学校いじめ防止対策委員会」の調査構成員の選出に対する公平性・中立性に疑問がある。
- ②「学校いじめ防止対策委員会」の調査方法が補充的なものに留まる。
- ③調査対象が関係生徒A、B、C、Dに限定されている。また、これらの調査結果についても不十分である。

なお、意見書には、④調査期間につき「何が調査・報告を遅らせた一番の原因となったのか明確にしていきたい」、⑤調査及び支援の経過につき報告書の記載漏れや報告を受けていない、との指摘もありますが、調査がどの程度速やかであったかについては、再調査の必要性の検討において必ずしも論じる必要はなく、また、調査方法・進捗状況・調査結果については、必ずしも毎回当該生徒に報告しなければならないとはされておらず、再調査の必要性を判断する上での理由となりませんので、再調査の必要性の検討において、論じる必要性は無いと考えます。

### 2 ①調査構成員の選出に対する公平性・中立性について

文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）では、再調査を行う必要があると考えられる場合について「調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合」が挙げられています。この点、当該生徒は「調査構成員の選出に関し、どのような観点から調査構成

員の選出が行われたのか説明されておらず、調査構成員の選出の透明性が確保されているとは言えない」と指摘しています。

しかし、いじめ重大事態に係る調査には、学校が調査主体となる「学校いじめ防止対策委員会」による調査と教育委員会の附属機関である「いじめ問題専門委員会」による調査がありますが、本件でとられた「学校いじめ防止対策委員会」における調査構成員に学校長・副校長・学年主任・生徒指導専任教諭が選任されることは自明ともいえ、これに専門的な知識及び経験を有する第三者等を加えて調査することも文部科学省の「いじめ防止等のための基本的な方針」や「横浜市いじめ防止基本方針」に定められており、また、調査を中心的に行う弁護士は神奈川県弁護士会の推薦であり、その公平性・中立性は確認されています。よって、本件において調査構成員の選出の説明が行われなかったとしても、そのことを持って直ちに、「調査委員の人選の公平性・中立性について疑義のある場合」には当たらないと考えます。

とすると、本件において、この観点からは再調査の必要性は無いと考えます。

### 3 ②「学校いじめ防止対策委員会」の調査方法が補充的なものに留まるとの指摘について

いじめ重大事態に係る調査において、すでに学校によるアンケートや聴き取りが行われている場合、その後の調査で当該調査結果をある程度踏まえて追加的・補充的に調査を行うことは合理的な手法であり、総合的に十分な調査が尽くされているならば、再調査の必要性は無いと考えます。

本件において、十分な調査が尽くされているかの検討は後述しますが、調査方法が補充的なものに留まるとの事情をもって再調査を行う必要性は無いと考えます。

### 4 ③調査対象及び調査結果について

#### (1) 当該生徒が調査対象とすべきとするいじめの主張は

- i 東日本大震災アンケートを契機とする小学校時代のいじめ
  - ii 生徒A、B、C、Dによる中学校時代のいじめ
  - iii 生徒E、F、H、I、K、Lによる中学校時代のいじめ
- の概ね3つに分類できます。

上記各分類につき、再調査の必要性を検討します。

## ア i について

i の主張は、東日本大震災のアンケートを契機として金銭を要求される等のいじめを受けたというものです。当該主張は当初より当該生徒から主張されていたものですが、これが「学校いじめ防止対策委員会」の調査の対象とされなかったのは、当該生徒の通っていた小学校から、「学校としてはそのようなアンケートは実施していない」との回答があったことから、中学校に引き続く B からのいじめ以外については調査対象としなかったという経緯によると解されます（なお、アンケートについては、本委員会においても、教育委員会事務局を通じ、当該生徒の通っていた小学校の 2・3 年生当時の学年主任、3・4・5 年生時の学級担任、5・6 年生時の学年主任、3～6 年生時の児童支援専任教諭から聴取しましたが、そのようなアンケートは確認できませんでした。）。

そこで、i の主張を再調査の対象とすべきかにつき、以下、ガイドライン第 10 記載の「調査等により、調査時には知りえなかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合」に該当するか検討します。

まず、i の主張については、当初に訴えがあったものの、その後の「学校いじめ防止対策委員会」の委員による聴き取り等では i の主張がなされておらず、調査対象と考えられることがなかったものです。その意味では主張に新規性（新しさ）があり、あらためて調査する必要性があるとも思われます。

しかし、「再調査」が必要とされるのは、法第 28 条第 1 項の規定による調査がなされたことが前提となります。よって、i の主張は「再調査」の前提を欠きます。

また、「再調査」が必要とされるのは、ガイドライン第 10 記載の「調査等」（これは、「等」とあることから、調査主体の能動的な調査に留まらず、関係者から提出された証拠や証言を含むと解される）により新しい重要な「事実」が判明した場合、すなわち、単なる主張に留まらず、調査等により明らかとなったある程度証明力を持った証拠によって裏づけされる場合であることが必要と解すべきです。なぜなら、主張（訴え）が新しいというだけで再調査を要すると解すると、場合によっては再調査を繰り返すことになりかねないからです。

とすると、iの主張は、仮にiの主張の前提であるアンケートの実施につき当該生徒が「あった」と証言していることが「調査等」にあたるとしても、他の関係者からの聞き取りや小学校の記録によると「なかった」可能性もあり、結局、当該生徒が「あった」と証言するだけでは、ある程度の証明力を持った証拠によって裏付けられているとはいえないと考えます。

そこで、iの主張については、法第28条第1項の規定による一次的調査の実施の前提を欠き、かつ、アンケートの実施が確認できない中では、当該生徒の新しい「主張」は、ガイドラインに示されている「新しい重要な事実」とまで認めることは難しいことから、本来なされるべきは、市長による「再調査」ではなく、新しい主張に対する教育委員会による一次的な調査ないし対応であると考えます。

#### イ iiについて

iiの主張については、「学校いじめ防止対策委員会」の調査対象となっている事項です。

iiの主張については、調査当時、当該生徒の主張していた事実につき、複数回にわたる関係生徒から聞き取り、中学校時の教職員からの聞き取り、スマートフォンのLINE画像を入手する等、網羅的に調査がなされており、再調査を行う必要があると考えられるガイドライン第10記載の「確認した調査事項について、十分な調査がなされていない場合」にはあたらないと考えます。

なお、当該生徒は、関係生徒以外の「目撃者」とされる生徒からの聞き取りやアンケートの実施をすべきであると主張していますが、現時点で3年以上前の出来事につき当事者ではない生徒らに対する聞き取りやアンケートを実施しても実効性が期待できないこと、また当時の生徒やその保護者への連絡が困難であることから、当該生徒が希望するような再調査は困難であると考えます。

また、当該生徒は、事実認定につき、おごらされた金額や回数などが認定されていないことへの不満を述べています。しかし、関係生徒からの証言では金額や回数を特定することはできず、当該生徒が証拠として提出したノートについても、どのような証拠・記憶に基づいて作成されたか不明であり、その証拠としての証明力は限定されざるをえません。よって、事実認定がある程度幅をもって解される表現となるのは致し方ないと考えます。

更に、当該生徒は当該生徒への支援・指導・関係生徒への指導につき、「評価に飛躍がある」「不必要不適切な記載がある」「不適切不十分な指導に留まる」といった指摘をしています。いずれも調査結果に対する評価の問題であり、再調査を必要とする事情とはならないと考えます。

よって、iiについては、再調査は不要と考えます。

ウ iiiについて

iiiの主張は当該生徒の中学校時代のE、F、H、I、K、Lからのいじめの訴えですが、「学校いじめ防止対策委員会」の調査における当該生徒からの聞き取りにおいて当該生徒が述べていなかった事項が多く、「学校いじめ防止対策委員会」の調査の対象になっていません。iiiの主張は今回の当該生徒からの意見書で初めてなされた主張であることから新規性（新しさ）があり、あらためて調査する必要性があると考えます。しかし、これもiの主張同様、調査がされていない「新しい主張」と評価すべきです。そこで、本来なされるべきは、市長による「再調査」ではなく、教育委員会による一次的な調査ないし対応であると考えます。

(2) 以上より、

ア i、iiiについては、これまで調査の対象とされなかったことから、市長による再調査ではなく、教育委員会による一次的な調査ないし対応がなされるべきと考えます。その際、「学校いじめ防止対策委員会」における調査過程において、調査委員が当該生徒との信頼関係を十分に築くことができなかつたことからすると、i、iiiの調査等にあたっては、その点を十分に考慮して実施されるべきだと考えます。

また、更なる教育委員会による一次的な調査の結果等に不服がある場合などは、本委員会（いじめ問題調査委員会）の調査が必要となる可能性があります。そこで、その不服等に合理的理由がある場合は、本委員会が二次的対応をすることも検討されるべきと考えます。

イ iiについては、十分な調査がなされており、再調査は不要であると考えます。

以上